

2026年5月

障がい福祉人材の処遇改善等の加算率上乘せについて

ご利用者・ご家族の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は令和8年5月末まで 利用者様から介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しておりますが令和8年6月以降より処遇改善に係る加算率の引き上げをおこなう旨が 厚生労働省より通達されました。

さらなる福祉・介護職員の人材確保により適正なサービスの提供、職場環境を整える事での個々の経験や技能 提供するサービスの質の向上につながる取り組みとなります。利用者様にはご負担をおかけすることとなりますが、今後も地域に必要とされる事業者を目指してより良いサービスの提供に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

※利用者様負担は、1割もしくは2割 3割となります。

厚生労働省の目指す「介護士が業務に集中でき、より高いサービスを提供できる職場環境」の要件であるICT（インターネットを活用した情報共有を実現する技術）の活用に当事業所も取り組んでいきたいと考えております。

今後は、徐々にですが このようなお知らせに関しまして ヘルパーステーションこらてのホームページにて掲載して周知させて頂く方向に切り替えていけたらと考えております。ぜひ ホームページも併せてご覧下さい。

<https://hps-korate.com/>

ヘルパーステーションこらて
代表取締役 西島 正幸